

## 特定施設の設置者等に係る水質測定項目及び回数を定める要領

### (目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の12に規定する水質の測定義務について、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号。以下「省令」という。）第15条第2号ただし書きに規定する測定回数に関して必要な事項を定め、公共下水道の維持管理が適正に行われることを目的とする。

### (水質測定項目)

第2条 水質測定を行う項目は、次の各号に掲げる事項を考慮して決定するものとする。

- (1) 使用原材料、使用薬品、それらの使用方法等から、公共下水道に排除されるおそれのある項目
- (2) 製造品目、操業内容、業種等から、公共下水道に排除されるおそれのある項目
- (3) 除害施設の除害対象項目
- (4) その他必要と認められる項目

### (測定回数)

第3条 水質測定の回数は、別表に定めるとおりとする。ただし、下水排除基準（法第12条の2及び菰野町下水道条例（平成10年条例第23号。）第9条に定める公共下水道へ排除される下水の水質基準をいう。以下同じ。）の超過等の状況に応じ、公共下水道管理者は水質測定の回数を別途指示するものとする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、水質測定の結果を5年間保存すること。

- 2 事業者は、測定結果が下水道排除基準を超過した場合は、速やかに原因を調査し、必要な対策を講じるとともに、公共下水道管理者に報告しなければならない。

### (附則)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

日平均排水量	測定項目	測定回数
50 m <sup>3</sup> /日未満	生活環境項目等	0回
	有害物質	
50 m <sup>3</sup> /日未満 ※有害物質を排出する おそれがある事業場	生活環境項目等	6ヵ月に1回以上
	有害物質	
50 m <sup>3</sup> /日以上 350 m <sup>3</sup> /日未満	生活環境項目等	3ヵ月に1回以上
	有害物質	
350 m <sup>3</sup> /日以上	生活環境項目等	1ヵ月に1回以上
	有害物質	法に基づく

- ※1 生活環境項目等とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）別表第二の上欄に掲げる項目のうち、温度及び  
 沃素消費量を加え、化学的酸素要求量及び大腸菌群数を除いたものをいう。
- ※2 有害物質とは、省令別表第一の上欄に掲げる有害物質のうち、アンモニア、  
 アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を除いたものをいう。
- ※3 ダイオキシン類については1年を超えない排水の期間ごとに1回以上と  
 する。